

会議名称	23年度第3回杉並区地域自立支援協議会
日時	平成24年3月16日(金) 13:30~16:00
場所	区役所西棟6階第6会議室
<p><出席者> 高山由美子委員(会長) 佐藤弘美委員(副会長) 大和田耕平委員、鈴木美佳子委員、菊地英治委員、田中文字子(仮)委員、加藤恵愛委員、田中直樹委員、笹谷亨子委員、岡安容子委員、春山陽子委員、前木秀規委員、島川稜子委員、平田愛子委員、坂本敬子委員</p> <p><幹事> 保健福祉部障害者生活支援課長：塩畑まどか 保健福祉部障害者施策課長：和久井伸男</p> <p><事務局> 障害者生活支援課 鈴木久、目黒紀美子 障害者施策課 阿部茂年、本館睦美、山田隆史</p> <p><欠席> 野崎純委員、松浦隆太郎委員、小野寺肇委員、柏木美子委員、森山光雄幹事、星野健事務局</p>	
<p>【次第】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会あいさつ 2 会長あいさつ 3 報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区からの報告 (2) 杉並区地域自立支援協議会「講演とシンポジウム」の報告 (3) 杉並区総合計画(案)と第3期障害福祉計画目標値と見込み量(案)について (4) 相談支援部会の報告 (5) 地域移行促進部会の報告 4 議題 <p>サービス等利用計画の導入と障害福祉サービス利用の組み合わせについて 平成24年度相談支援体制の充実に向けて 今年度の自立支援協議会のまとめと次年度取り扱うテーマについて</p> 5 その他 <p>次回 日程等</p> 6 閉会 	

- 【配付資料】資料1 平成24年度 障害者福祉関連施策予算について
資料2 杉並区地域自立支援協議会講演とシンポジウムアンケート集計結果
資料3 - 1 杉並区総合計画(案)・杉並区実行計画(案)
資料3 - 2 実行計画(案) < 障害者関連施策 >
資料4 相談支援部会 報告資料
資料5 地域移行促進部会 平成23年度の取り組み報告
資料6 平成24年度以降の障害福祉サービスの組み合わせについて
資料7 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 < 指定の状況 >
資料8 相談支援の充実等
資料9 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(案)

【内容】

1 開会あいさつ(障害者生活支援課長より)

省略

2 会長あいさつ

障害者施策を取り巻く状況に不安はあるが、そんな中だからこそ協議会の役割はますます重要になると考えている。

3 報告

(1) 区からの報告(資料1参照)

資料説明(障害者生活支援課より)

(2) シンポジウム報告(資料2参照)

資料説明(障害者生活支援課より)

< 意見交換 >

- ・まだまだ工夫する余地はあるが、発信していかないと意見ももらえないので次年度も継続していきたいと個人的には思った。
- ・打合せ時は心配だったが、当日、当事者の具体的な思いが心に響いた。支援者の具体的な取り組みが見えた。結果として大成功だったのでは。一般の方にはなかなか取り組みが見えないので、次年度以降もこのような機会が作れたらと思う。
- ・当事者の話に感銘を受けた。支援者がもっとがんばらなければと感じた。グループホームの発表は写真などがあればさらにわかりやすかったか。発表のポイントをどこにおくのが明確だとさらによかったか。利用者を大切にしているのが感じられた。親御さんの参加も多く、関心度はとても高かった。
- ・大舞台過ぎて、周りが当事者に発表させよう発表させようという意図が感じられた。普段の場で当事者が意見交換する場をもっと増やせばよいと思う。
- ・自主性、主体性というぼんやりしたテーマだったが、経験が大切だということは伝えられたかと思う。初めてにしてはうまくいったのではないか。
- ・日常的な場面での当事者の発言をどうしたら引き出していけるのか、課題にしたいと思う。

(3) 杉並区総合計画(案)等について(資料3 - 1, 3 - 2参照)

資料説明（障害者施策課より）

< 質疑応答 >

Q：施設入所の人数は3年間で一人増えるということか。地域移行の数が76人ということは新たに施設に入る人が77名いると見込んでいるか。

A：そういうことになる。

Q：重度包括支援の数について説明を。

A：これまでは人数を見込んできたが、実績も提供事業者も無い現状から計画値はゼロとした。もちろん希望者が出てきた場合には対応していく。

Q：計画相談支援の3年後の計画人数は少くないか。

A：モニタリング頻度が異なるため、月にならした数字を記載している。

Q：地域定着支援の数は少くないか。

A：担当としてはこれでも大目に見込んだという認識である。

Q：移動支援の見込み量は無いのか。

A：地域生活支援事業の数値目標については都との調整があり現在確定していない。

Q：中途視覚障害の方から総合計画について情報保障の部分で要望があった。パソコン読み上げのソフトを購入する助成制度がないか、という意見。またパソコンに強い支援者がいてくれると助かる。の～まらいふの音声読み上げソフトの使い勝手についても指摘があった。

A：ご意見として承る。

Q：総合計画の施策23での放課後支援の部分が増えていくことはありがたい。施策18の通所支援の部分で、医療的ケア、中でも人工呼吸器を装着している生徒の進路先については課題ではないかと考えている。行政、サービス提供事業者にもご理解をいただければ。杉並の区立通所施設での医療的ケアには現在人工呼吸器装着者の受け入れができないとなっているが、杉の実での受け入れが厳しい中、ぜひ検討をしてもらいたい。

A：人工呼吸器装着の方が永福学園にいらっしゃることは認識しており、検討課題ととらえている。即答はできないが、受け入れ態勢を整えながら考えていきたい。通所施設は今後とも必要と考えているが、計画には書き込みされていない。これはすべての区立施設について老朽化が進んでいる施設の建て替えを含め、となっているため。その中で必要性を訴えていきたい。

Q：施策23の児童施策について。障害児のことが児童福祉法に一元化されたが、区の担当課はこれまでどおり障害者部門で行っていくのか。地域デイについては現在ほぼ1：1の体制で児童の受入れを行っている。新しい放課後等デイの人員配置次第では移行が難しいのではないか。

A：障害児分野は引き続き障害者施策中心に対応していくこととなる。地域デイの移行については具体的な検討が始まったところ。具体的にはこれからの話になる。

（4）相談支援部会の報告（資料4参照）

* 資料説明（相談支援部会長より）

来年度の高齢者部門との連携は、ケア24以外（ケアマネなど）も視野に入れていきたい。また相談支援事業所が増えていくことが想定されるので例えば地域ごとの相談支援部会の開催などもあり得るか。シンポジウムはよかったが、期間が短い中での準備は大変だった。1年間の部会での取り組みの積み重ねをそのまま発表できるようになっていると負担が軽いのではないか。

虐待については起きた時の対応と起きないようにする防止のための取り組みの両面が必要と考えている。ぜひ自立支援協議会でも議論いただきたい。

* 区の動向について説明（障害者施策課より）

区の虐待防止への取り組み。新年度、担当係長（指導・調整担当）が障害者施策課に配置される予定である。他の所掌事務もあり専従で虐待に対応するわけでは無いが、研修等を開催する際の講師料などの予算も若干ある予定。具体的な取り組みやシステム作りについてはぜひ自立支援協議会にもご意見を頂戴しながら進めていきたいと考えている。

<意見交換>

- ・杉並ならではの取り組みをお願いしたい。
- ・障害者（子）と高齢者（親）の2人世帯において障害者が加害者となる形での虐待事例が起きている。ぜひ取り組みを進めてもらいたい。

（5）地域移行促進部会の報告（資料5参照）

資料説明（地域移行促進部会長より）

地域定着に必要な支援の議論は深まったが、まだ課題は多い。金銭管理の仕組みなども議論の途中である。

支援者と当事者の考える支援のギャップをどううめるか？連携の具体的なあり方などの呂恩義が必要である。

地域移行支援、地域定着支援の個別給付化になる。各事業所での取り組みなどどのようにしていくのか部会での議論を通じて連携のシステムを作っていく。

・地域での医療の課題について、医師会の医師4名と懇談会を実施して。短い時間だったが、活発な論議ができた。

4、議題

サービス等利用計画の導入と障害福祉サービス利用の組み合わせについて（資料6参照）

資料説明（障害者施策課より）

<意見交換>

- ・国からこの内容が示されたときは愕然としたが、原則は認めないという区のお考え方が示され、そのことは画期的と思う。ただし、例外を認めるということについては反対である。
- ・まさに原則は職住分離、地域移行という理念に基づいて認めないという考え方。ただし、どうしてもという例があることは想定されるので慎重に判断していき、自立支援協議会に報告していきたい。
- ・どういうケースであれば認められるのか、逆にどういうケースは認めずに地域で受け止めるということになるのか、両方の事例が無いと地域の基盤整備につながっていないのではないかと。どちらの情報も提供してもらいたい。
- ・情報の共有は大切なことなので考慮していきたい。
- ・支給決定の仕組みを教えてください。
- ・申請は福祉事務所・オブリガードで受け、支給決定は区の内部意思決定期間である支給認定会議の場で決定している。

- ・すだちの里の入所を利用しながら地域の就労継続 B 型を使うことも認められないか。
- ・同じ入所施設内での併用が認められないということなので、そのケースはこれまで同様に利用できる。
- ・区内でその人に合ったサービスが提供できる基盤が整っていればいいが、現実には難しいケースがあるのではないかと。そうした場合にはどうするか。
- ・現状では生活介護しか日中の事業を行っていない入所施設が多いので、現実問題としてこれらのサービスの組み合わせが必要な場合が想定されるのではないかと判断もあり得ると考えている。ただ、原則は地域で継続して支援していくという考え方が前提となる。
- ・どうしても必要な人がいるというのであれば、どうしても理由を厳格に定めておく必要があると考える。
- ・この件は協議会での意見を踏まえ、区で内容を決定するというのが今後の流れでよいか。出された意見をしっかりと踏まえて必要な内容を決定し、協議会にも報告をお願いしたい。

平成 24 年度相談支援体制の充実に向けて（資料 7 ～ 9 参照）

資料説明（障害者生活支援課より）

- ・現在、計画の拡充に向け内部検討を行っている。相談支援事業所が計画を作る際に必要となる情報（支給の考え方や支給量のめやす）について、区と共有できるような準備をできるだけ早く行いたい。事業所だけでなく、利用者への周知も重要で、4 月～5 月にかけて利用者説明会を合わせて 6 回開催予定である。また、支給基準のガイドラインを 24 年度中に作成したい。基幹相談支援センターについては、その機能を持つ部署を 25 年度から行政内に設けたいと考えている。相談支援全体の体制については、総合計画上も 24 年度検討となっており、次年度に検討を行うこととなる。

< 質疑応答・意見交換 >

Q：基幹の役割、福祉事務所の役割、自立支援協議会の役割いずれもわからないことが多い。区内の検討が行われていると言うが、本来は先に協議会に相談があって、検討を進めていくべきではないか。

A：24 年度はそのままの体制でお願いしていく。25 年度にむけた体制づくりをお示ししていきたい。

Q：計画相談の準備はしているが、基幹が 25 年からということであれば、サービスに結びつかない計画相談に乗らないケースは、基幹で引き継いでくれるということなのか。今目の前にいる利用者をあと 1 年たったらどこかにつなげられるのか、そうでないのかということが不安である。委託事業者がイニシアチブをとり 3 年間かけてチームを組んで支援したが、サービス自体にはつながっていないという方たちを基幹相談支援センターで引き受けてくれるのか。

A：基幹相談支援センターについては、そのような方を引き受ける部署とは今のところ想定していない。多職種かつ専門性の高いスタッフを置いて、困難事例のバックアップ中心、といったことを想定している。

Q：委託が無くなるということはすべて直営でやるということになると思うがいかがか。障害の相談支援サービスを区としてどのように行うかは、利用計画、個別給付の問題ではなく、委託をどうするのかという話なので、整理した上で提示してもらったほうが良いと思う。

A：委託事業所、特定事業所、一般事業所の 3 種類が出てきたときに、区民がそれをどのように見つけていくのか、非常に難しいと考えている。例えば特定事業所に薄く広く委託するなどの方策が

考えられないか含め、これから検討していく。

- ・ やなぎくぼについて言えば、4名の職員でなんとか現在の委託事業を回している。24年度からはサービス等利用計画が増えていくということになれば、さらに大変になる。勤務体系も含めてやりくりをさらに考えないといけない。不安が大きく様子を見ながら進めていく必要があると考えている。
- ・ 新年度には相談支援部会のメンバーが増えていくことを想定している。利用者本位のサービスが提供できるよう、みんなで力を合わせていく必要があり、協議会にもぜひ協力をお願いしたい。
- ・ 国の資料をよく読むと、相談支援については質も量も両方を確保していくという方針であると読める。ただ、現実的には質と量を両立できるのかという懸念がある。その点が相談支援事業者のみなさんの苦しみの部分ではないかと思う。相談支援のことは、協議会として次年度の課題として引き継いでいきたいと思う。

今年度の自立支援協議会のまとめと次年度取り扱うテーマについて

<意見交換>

- ・ 虐待防止と相談支援についてはこれまでの議論でテーマとして引き継ぐことになると思う。まだ発言の無い方中心に、それ以外のテーマなどがあればご発言を。
- ・ 虐待については、非常に気にかけている内容。半歩でも一歩でも前に進むような取り組みをお願いしたい。
- ・ 虐待については、ぜひ高齢者のようなシステム作りができればと思う。障害の計画と介護保険のそれとはかなり違う部分が多い。障害のほうが大変な部分があると感じる。知的障害、精神障害の方が含まれることで、それぞれの障害特有の難しさがある。たとえば契約自体の内容をどのようにしていくのかといったことが問題になっており、引き続き協議会でも話題にしていいただければと思う。
- ・ 就労についての話がまだ出てきていない。当事者にとっては、働くということは大切なテーマなので、優先順位はあると思うが取り上げていきたいと思う。
- ・ いわゆる触法障害者の支援について、取り上げられればと思う。刑務所から出てくる障害者への支援は東京都でも行われ始めたが、刑務所に世話にならずに済むための支援が求められるのでは。それと、相談支援事業者と各サービス提供事業者との接点の課題（連携、質を高めることなど）、社会参加や余暇活動の支援をもっと使いやすくしていくことの議論が必要である。
- ・ この会にもっと障害を持った方の参加をお願いしたい。
- ・ 今日いただいた意見を部会長や事務局と整理、検討し次年度にいかしていきたい。

5 その他

次回 平成24年6月を目途に第1回を開催したいと考えている。

6 閉会

以上